

収納代理金融機関の指定取消しについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定に基づき、湖西市の収納代理金融機関に指定した下記の金融機関について、次のとおり指定を取り消すので、同条第 8 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 19 日

湖西市長 田内 浩之



記

1 収納代理金融機関名 株式会社三井住友銀行

2 取 消 年 月 日 令和 8 年 4 月 1 日